

国等における（工事を除く） 低入札価格調査制度の実態調査

調査の実施概要

① 実施の目的

国等の入札における**低入札価格調査制度**※の活用状況の実態を把握することを目的に実施。

※ 会計法第29条の6第1項ただし書き及び予令第84条の規定により、（競争に付する場合においては）予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約で、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合等には、低入札価格調査制度を実施できるとされている。

② 調査の対象

国等（省庁、独立行政法人、国立大学等）
197機関

③ 対象の契約

令和5年度の工事・製造その他の請負契約
（調査時点：令和6年9月末）

④ 調査の内容

1. 制度の導入・発動状況
2. 低入札価格調査基準の設定方法等
3. 低入札価格調査における調査項目
4. 制度の未導入の理由
5. 50%未満の落札率の契約分析

令和7年3月
財務省主計局法規課
中小企業庁事業環境部取引課

国等における（工事を除く） 低入札価格調査制度の実態調査

I .機関数ベースの分析

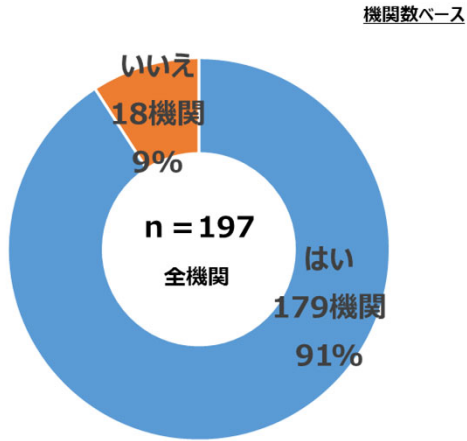
※ 数字は、特に断りがない限り令和5年度の機関
数ベース実績

国等における（工事を除く）低入札価格調査制度の実態調査

1. 制度導入の有無について

- 令和5年度に、18省庁、179独法等で低入札価格調査制度を工事を除いた役務等の請負契約で導入していない組織は、独法等で18機関、全体の9%であった。
- 導入しない理由は、これまで適切に契約が履行されているなどであった。

国等 低入札価格調査制度を導入していますか？



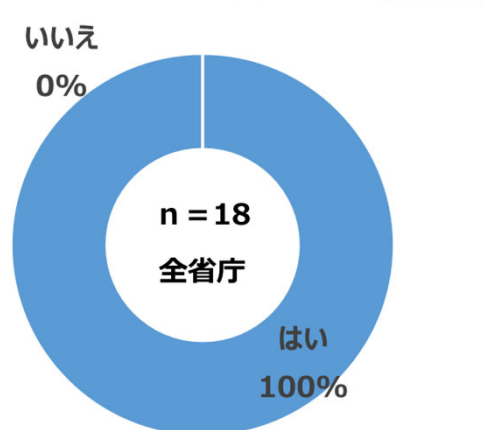
○導入しない理由

- これまで適切に契約が履行されておりダンピングが起こったことがない。
- 最低価格で入札した事業者が適切に契約を履行できないおそれがある場合は、責任者の権限で排除できるから。

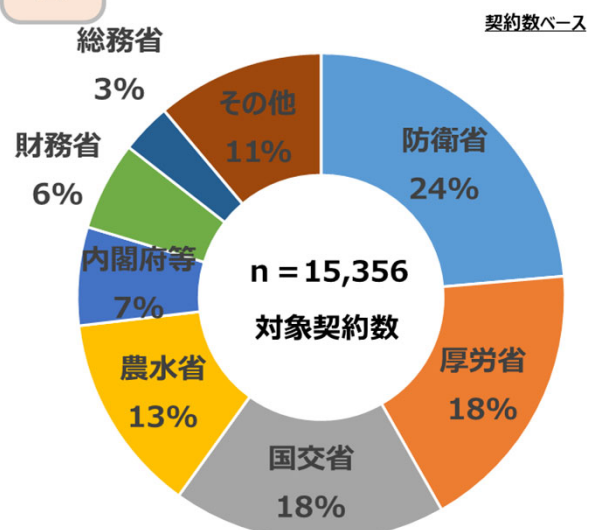
国の場合

- 工事を除いた役務等の請負契約について令和5年度、国の低入札価格調査制度を18省庁全てで導入していた。
- なお、制度の対象となる省庁別契約数について、防衛省、厚労省、国交省、農水省の順に多かった。

国 低入札価格調査制度を導入していますか？



国 対象契約数（省庁別）



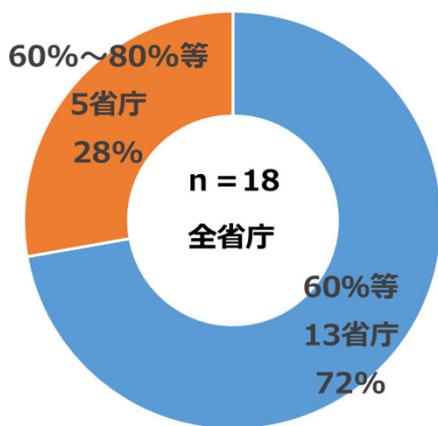
(注) その他の内訳は契約数が多い順に、環境省、法務省、経産省、最高裁、デジタル庁、衆議院、文科省、外務省、参議院、検査院、復興庁

2. 基準価格の設定方法①

国の場合

- 国の機関の基準価格（低入札価格調査の発動ライン）の設定方法は、予定価格の60%等で設定する省庁（13省庁）と予定価格の60%～80%などの範囲内で計算式に基づき設定する省庁（5省庁）に分かれた。

国 基準価格は予定価格の何%に設定していますか？
機関数ベース

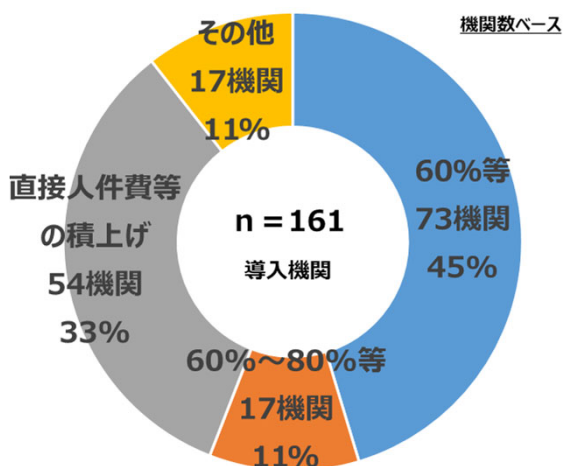


- 60%等（13省庁）
 - 予定価格の60%など一定の率を設定。
 - なお、60%以外の率をあげた省庁は1省庁の50%のみ。
- 60%～80%等（5省庁）
 - 3省庁では、本省では50%のみとするが、外局では60%や一定の範囲内で計算式を用いて設定など、部署ごとに異なる基準を設定。
 - 2省庁では基本は60%等だが工事系役務は別ルール。

独法の場合

- 低入札価格調査制度を導入している独法161機関について、基準価格の設定方法は、予定価格の60%等が73機関（45%）、予定価格の60%～80%等が17機関（11%）であった。また、直接人件費の積上げにより設定している組織は54機関（33%）、その他のルールを採用する組織は17機関（11%）であった。

独法 基準価格は予定価格の何%に設定していますか？
機関数ベース



- 60%等とは
 - 予定価格の60%（その他、50%、70%、80%と業種に関わらず一定の率を設定）
- 60%～80%等とは
 - 建設コンサルで一定の範囲内で計算式を用いて設定等
- 直接人件費等の積上げとは
 - 予定価格の直接物品費と直接人件費の合計額
- その他とは（次ページ参照）

2. 基準価格の設定方法②

独法の場合（前のページからの続き）

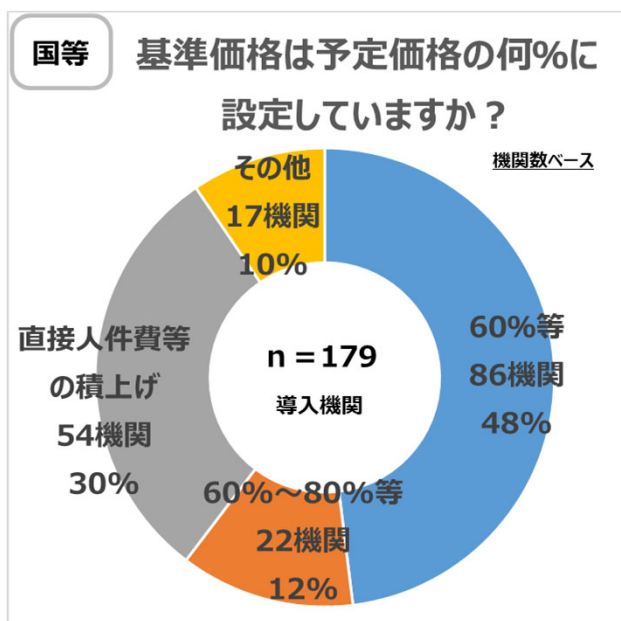
- その他のルールを採用した17組織は、基準価格は個別の契約で必要に応じて設定する、必要に応じて会計責任者が個別に判断するなどとしている。

○その他のルール

- 会計規程では調査対象の基準額を規定しておらず、個別の契約において必要に応じて設定している。
- 予定価格の67%～85%までの範囲内で契約事務責任者が定める割合。
- 相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（＝基準額の規定がない）。

（参考）

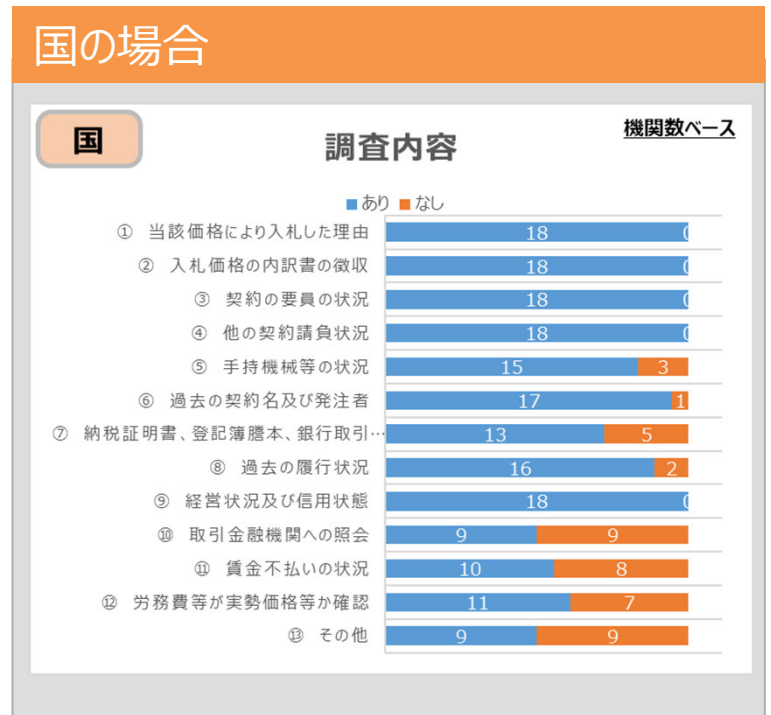
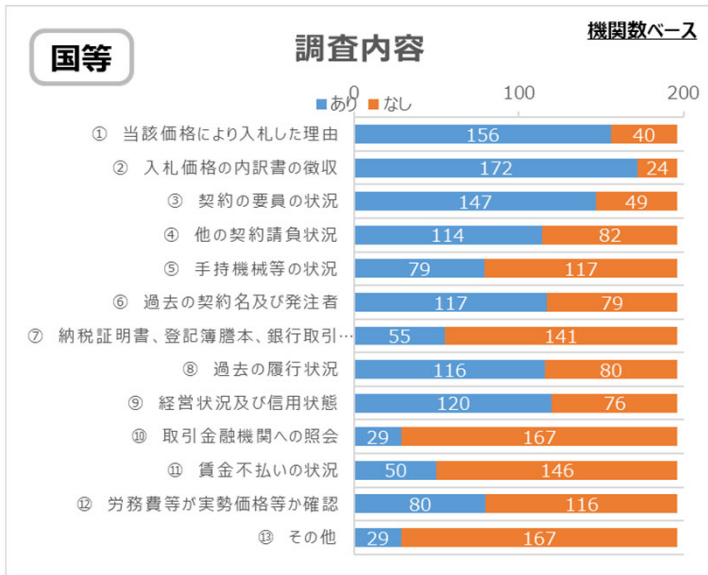
- 国と独法を合算すると、基準価格は予定価格の60%等は86機関（48%）、60%～80%等とする機関は22機関（12%）、直接人件費の積上げとする機関は54機関（30%）、その他のルールとする機関は17機関（10%）であった。



国等における（工事を除く）低入札価格調査制度の実態調査

3. 調査項目の内容

- 低入札価格調査制度を導入している18省庁・161独法等は、調査項目として、入札価格の内訳書の徴収、当該価格で入札した理由、契約の要員の状況、経営状況及び信用状態などが調査項目としている。



国等における（工事を除く） 低入札価格調査制度の実態調査

Ⅱ． 契約数ベースの分析

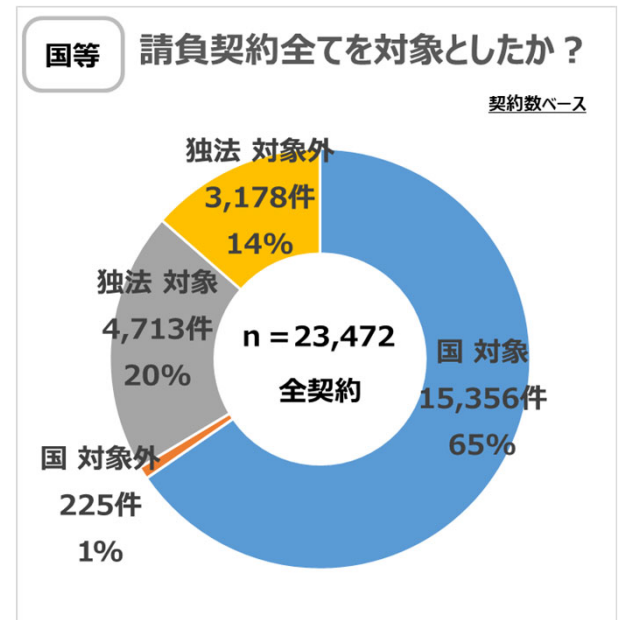
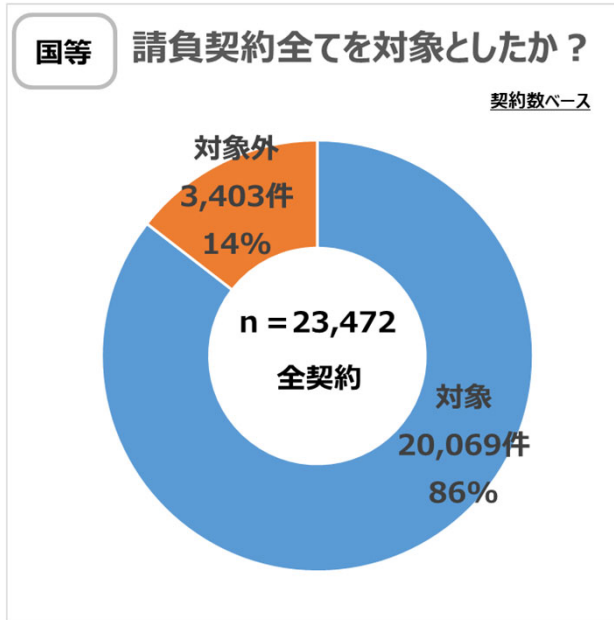
※ 数字は、令和5年度の契約数ベースの実績

国等における（工事を除く）低入札価格調査制度の実態調査

1. 対象の有無

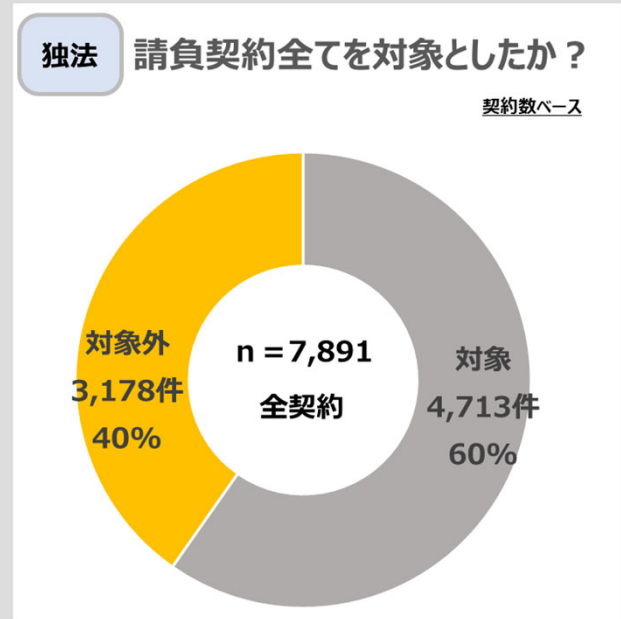
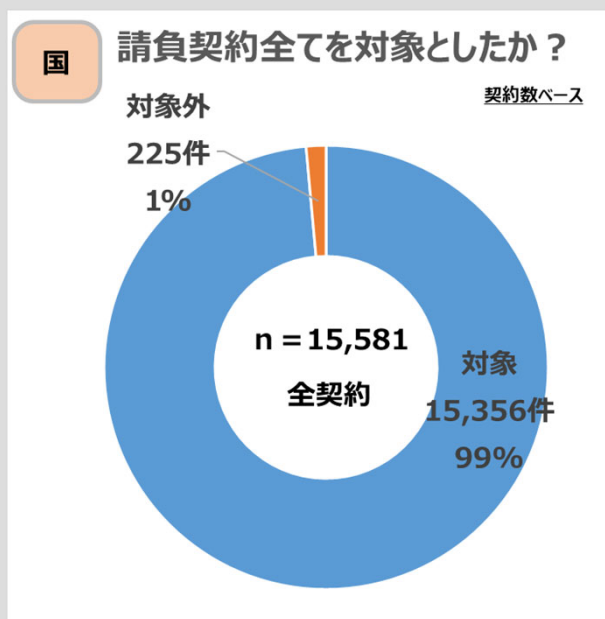
- 国、独法が行った請負契約23,472件のうち低入札価格調査制度の対象としなかった案件は3,403件(14%)であった。

(国と独法の内訳)



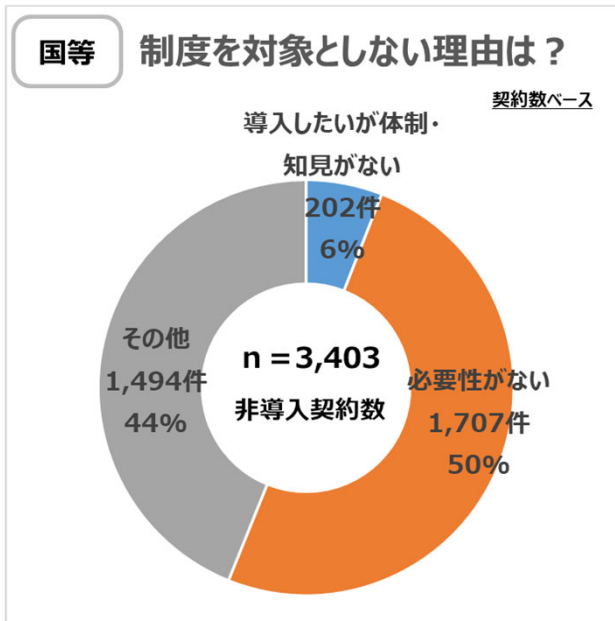
(国と独法の内訳)

- 国は、15,581件の請負契約のうち低入札価格調査制度の対象としなかった案件は225件(1%)であった。
- 独法は、7,891件の請負契約のうち低入札価格調査制度の対象としなかった案件は3,178件(40%)であった。



2. 制度を対象としない理由①

- 国、独法の行った請負契約のうち低入札価格調査制度の対象としなかった3,403件について、その理由は、ダンピングの起こりにくい契約であるなど「必要性がない」が1,707件(50%)、「導入したいが体制・知見がない」が202件(6%)。契約全ての内訳書を手入して落札決定しているなど「その他」が1,494件(44%)であった。



○体制・知見がない 202件

○必要性がない 1707件

- これまでの契約実績から適切に履行されてきており、ダンピングが起こったことがない。
- 先方から定価証明書の提出があったため。
- システム改修、検査、機器保守、保険であり、ダンピングが起こりにくい契約だから。

○その他 1494件

- 最低価格で入札した事業者が適切に契約を履行できないおそれがある場合は、責任者の権限で排除できるから。
- 案件すべて入札額の積算内訳書を徴取し、内容を確認のうえ落札決定しているから。

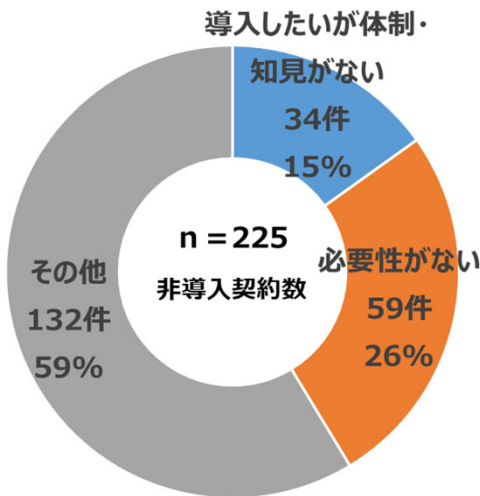
2. 制度を対象としない理由②

国の場合

- 国の請負契約のうち低入札価格調査制度の対象としなかった契約225件については、その理由は、「その他」が最も多く132件(59%)であった。次いで「必要性がない」が59件(26%)、「導入したいが体制・知見がない」が34件(15%)であった。なお、「必要性がない」は、契約の性質上ダンピングが起りにくい契約であるなどであった。

国 制度を対象としない理由は？

契約数ベース



○体制・知見がない 34件

○必要性がない 59件

- 国際会議の接遇など調査の対象となることが希な案件であるため。

○その他 132件

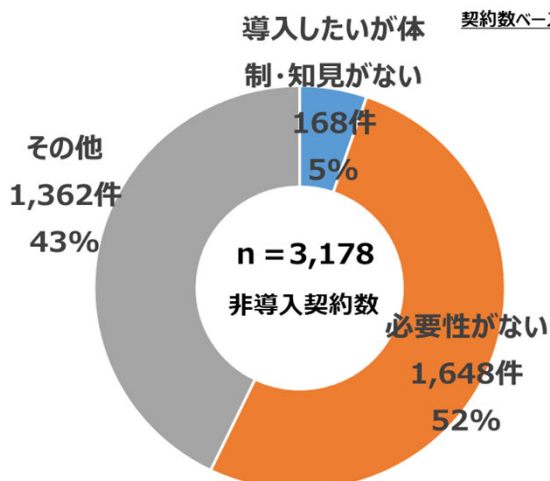
- 低入札価格調査に係る基準価格の設定を遺漏していたため。

独法の場合

- 独法の請負契約のうち低入札価格調査制度の対象としなかった契約3,178件については、「必要性がない」が最も多く1,648件(52%)。次いで「その他」が1,362件(43%)、「体制・知見がない」が168件(5%)であった。

独法 制度を対象としない理由は？

契約数ベース



○体制・知見がない 168件

○必要性がない 1648件

- これまで適切に契約が履行され、ダンピング事例が見受けられないため。

- 平均落札率が90%と適正な価格による調達が行われているため。

- システム開発など過去低入札実績のある契約のみ制度の対象としているため。

○その他 1362件

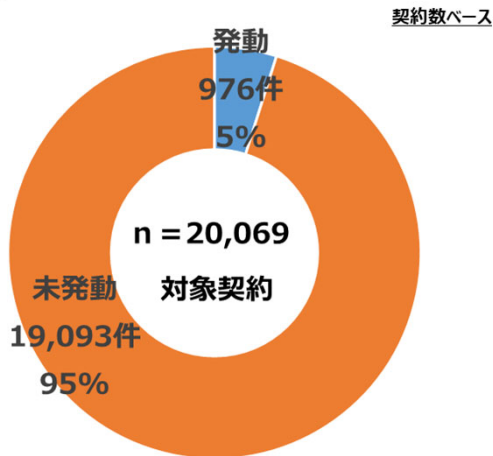
- 最低価格で入札した事業者が適切に契約を履行できないおそれがある場合は、責任者の権限で排除できるから。

- 調査が必要だと判断した場合は調査できる体制にあるから。

3. 調査発動の有無

- 国、独法により低入札価格調査制度の対象となった契約20,069件のうち実際に低入札価格調査を発動した案件は976件(5%)であった。

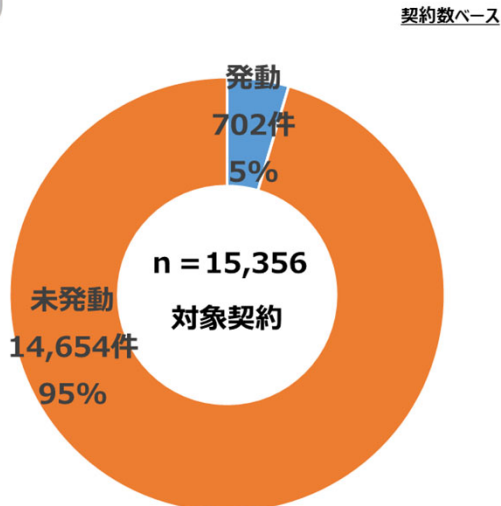
国等 調査は発動したか？



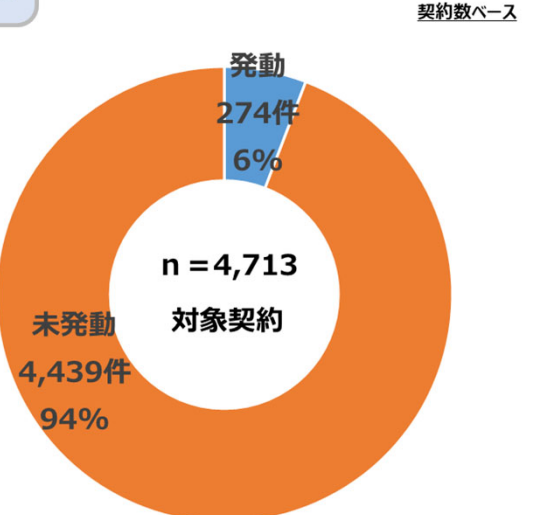
（国と独法の内訳）

- 国については、対象契約15,356件のうち、実際に低入札価格調査を発動したのは702件(5%)であった。
- 独法については、対象契約4,713件のうち、実際に低入札価格調査を発動したのは274件(6%)であった。

国 調査は発動したか？

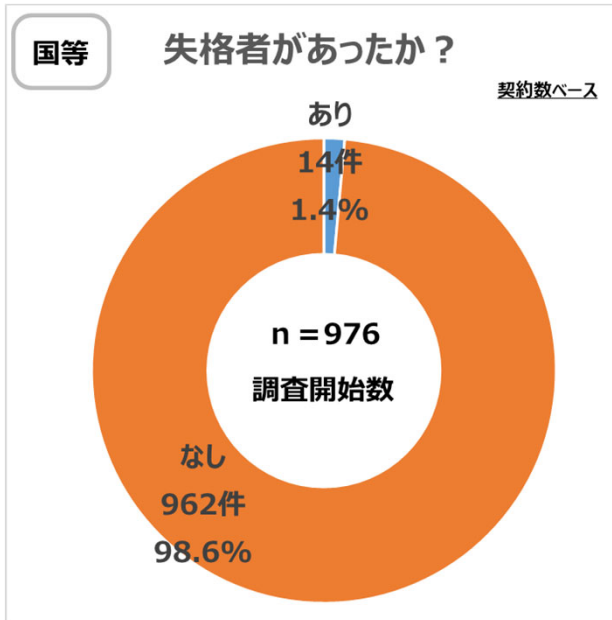


独法 調査は発動したか？



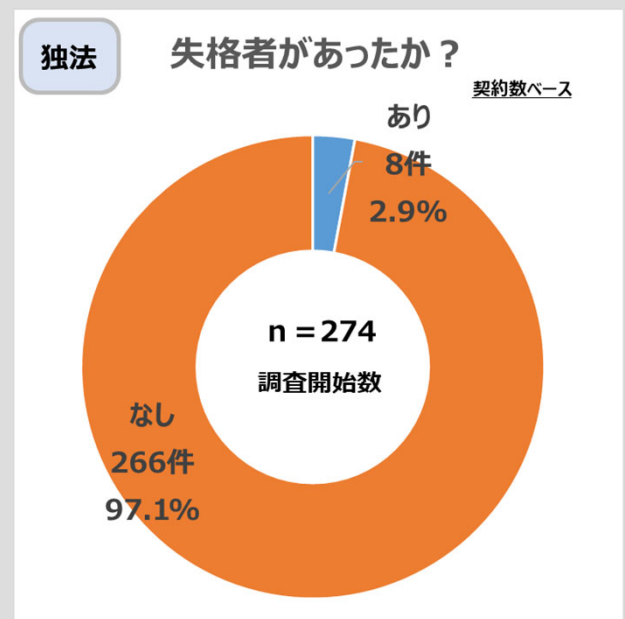
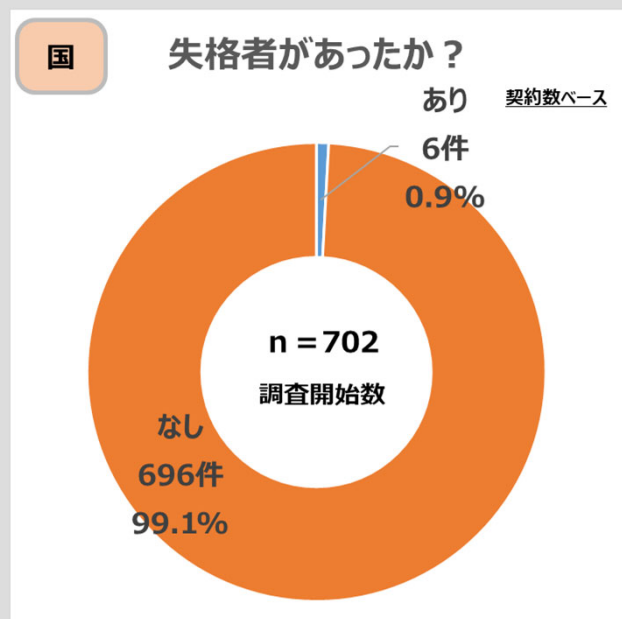
4. 失格者の有無

- 国、独法により低入札価格調査を実施した976件の契約のうち、最安値の入札者との契約に至らなかった（失格者が生じた）契約は14件(1.4%)であった。



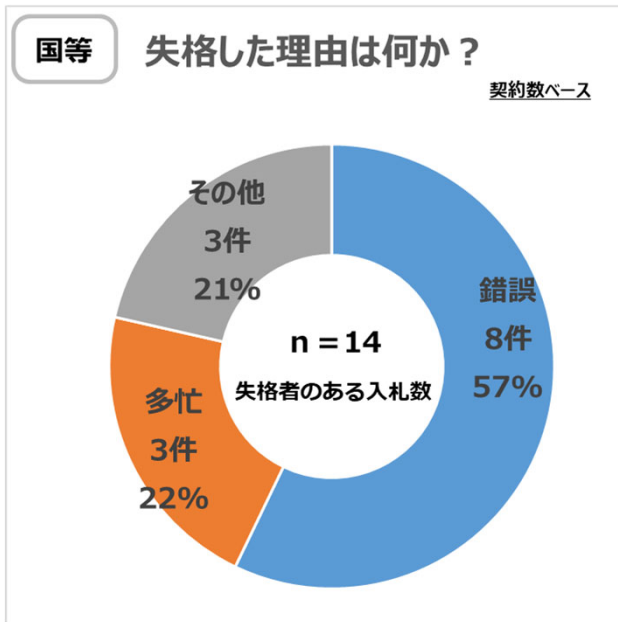
（国と独法の内訳）

- 国については、低入札価格調査を実施した702件の契約のうち、最安値の入札者との契約に至らなかった（失格者が生じた）契約は6件(0.9%)であった。
- 独法については、低入札価格調査を実施した274件の契約のうち、最安値の入札者との契約に至らなかった（失格者が生じた）契約は8件(2.9%)であった。



5. 失格があった理由

- 国と独法が実施した低入札価格調査により最安値の入札者との契約に至らなかった（失格者が生じた）契約 14件のうち、8件(約6割)が入札者が仕様書の内容を錯誤したこと、3件(約2割)が他の業務が多忙になり本業務や低入札価格調査に対応できなくなったことがその理由であった。

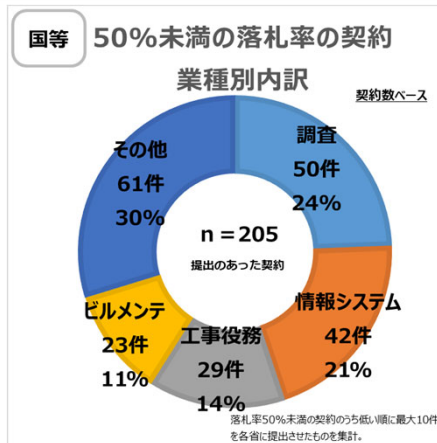
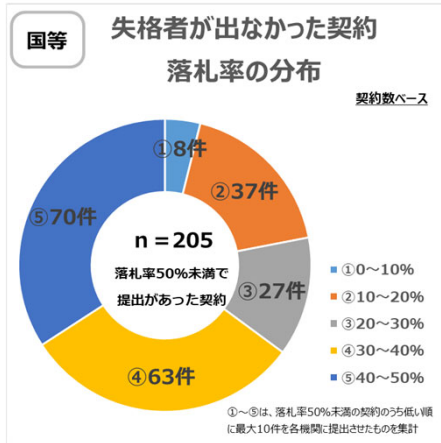


- 仕様書の錯誤 8件
 - 最低入札価格業者が入札金額を一桁少ない金額で入札してしまった。
 - 仕様にあるモニタリング回数の見積誤りがあった。
- 業務多忙のため 3件
 - 他の受注業務に遅延が生じ、本業務の実施に必要な人員を確保できなくなった。
 - 低入札調査への対応が困難であると辞退すると申出があった。
- その他 3件
 - 現契約の相手先であったが、人員の不足、脆弱な教育・研修体制、人員の質に問題があったが、提案書の積算に記された体制等は適切ではなく、改善策も期待できないものであった。
 - 低入札調査関係のほとんどを外注先の経理会社が保有しており、その会社がちょうどシステム更新中のため対応ができない。
 - (2番札の事業者であり1番札失格後に)委託期間が短く辞退すると申出があった。

国等における（工事を除く）低入札価格調査制度の実態調査

6. 50%未満の落札率の契約分析

- 国と独法の請負契約のうち低入札価格調査を行ったものの失格者がでなかった962件の契約のうち、落札率が50%未満で、その低い順に最大10件のサンプルを国等から提出（205件）させたところ、落札率は①0～10%は8件、②10～20%は37件などと分布、業種別には、調査、情報システムの順が多かった。

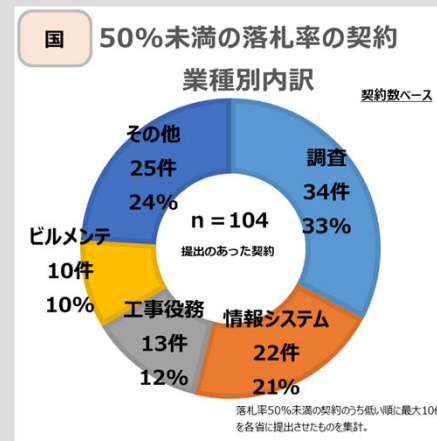
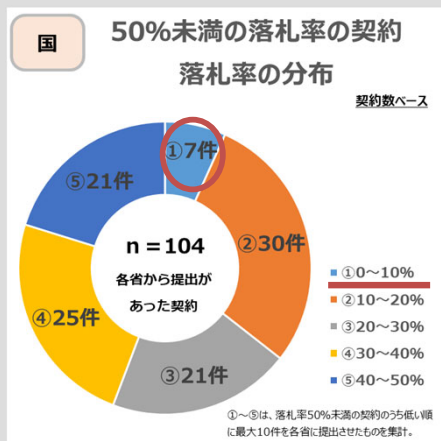


○業種別内訳

- 調査が24%、情報システムが21%、工事役務（測量・設計など）が14%、ビルメンテ（警備・清掃など）が11%、となった。
- その他の内訳は、複写機保守8件、通信回線敷設8件、印刷6件、物品5件、登記5件コールセンター4件、輸送3件、製造1件など。

国の場合

- 国の契約のうち低入札価格調査を行ったものの失格者がでなかった696件の契約のうち、落札率50%が未満で、その低い順に最大10件のサンプルを各省から提出（104件）させたところ、落札率は①0～10%は7件②10～20%は30件など分布し、業種別には調査、情報システムの順で多い。



○業種別内訳

- 調査が3割、情報システムが2割、ビルメンテ（警備・清掃など）、工事役務（測量・設計など）が1割となった。
- その他の内訳は、複写機保守6件、登記5件、輸送3件、コールセンター2件、印刷、製造、物品など、それぞれ1件など。

（参考）契約解除となった事例

- 令和3～5年度に、低入札価格調査制度の対象となった契約のうち、契約内容を履行することができず契約解除となった事例（本問のみ工事を含む）は12件（うち令和5年度の契約解除件数は3件）であった。

○契約解除となった事例の内容

- 工事契約：R4～5外壁の改修工事業務（落札率44.1%）⇒5年度解除 国
- 役務業務：R5封筒の作成業務（落札率48.1%） 国
- 工事契約：R3観測システム基礎等設置工事業務（落札率88.8%） 国
- 役務契約：R4庁内の廃棄物選別業務（落札率51.9%） 国
- 役務契約：R6工場敷地内外の清掃業務（57.1%） 独法
- 工事契約：R2～4宿舍の取壊し工事業務（57.9%）⇒3年度解除 独法
- 役務契約：R3～5学生寮等給食業務（55.6%）⇒4年度解除 独法
- 役務契約：R4～6校内緑地管理業務（30.0%）⇒5年度解除 独法
- 役務契約：R4～6学生寮等給食業務（18.2%）⇒5年度解除 独法
- 役務契約：R3ネットアクセス回線サービス提供業務（54.4%） 独法
- 工事契約：R4外壁修繕工事（73.2%） 独法
- 工事契約：R4屋外修繕等工事（83.4%） 独法